尾張旭市小中学校食物アレルギー対応検討会議　議事要旨

１　開催日時

令和７年２月２０日（木）

開会　午後２時

閉会　午後３時３０分

２　開催場所

尾張旭市役所　南庁舎３階　講堂２

３　出席委員

瀬戸旭医師会医師	宇理須厚雄
消防署長	糟谷　仁史
管理指導主事	伊藤　和由
教育政策課長	大内　裕之
学校給食センター所長	三浦　明美

４　欠席委員

尾張旭市小中学校長会	速水　一美

５　傍聴者数

０人

６　出席した事務局職員

指導主事	杉野　智昭

７　その他の出席者

養護教諭部会代表	水野　倫江

８　議題等

⑴　小中学校における食物アレルギー対応マニュアルの一部改訂について

⑵　令和６年度ヒヤリハット事例について

⑶　その他

９　会議の要旨

事務局

本日は、御多用のところ御出席をいただき、ありがとうございます。

開催に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。
「次第」「座席表」、別紙「小中学校における食物アレルギー対応マニュアル改定案について」「令和６年度アレルギー　ヒヤリハット事例（市内集約）」です。「令和６年度アレルギーヒヤリハット事例（市内集約）」につきましては、事前に送付させていただいておりますが、本日お持ちでない方は、お申し出ください。

ただ今から、令和６年度第１回尾張旭市小中学校食物アレルギー対応検討会議を開催いたします。
本日の会議は、５人出席であり、尾張旭市小中学校食物アレルギー対応検討会議設置要綱の定数を満たしておりますので、有効に成立しております。
また、本委員会は教育委員会の懇談会であり、附属機関等の基本的取扱いに関する要綱第６条各号の規定により、原則的に会議を公開するとともに、会議録を作成します。
傍聴席は、事務局の席の後ろに設けてあります。現在、傍聴者はおられません。

本日は、後ほど会長を決めていただきますが、それまでの進行を、指導主事の杉野が務めさせていただきますのでよろしくお願いします。

進行は、お手元に配布いたしております次第に沿って進めたいと思います。

それでは、次第１、委員紹介ですが、座席表を御覧ください。
委員の皆様を私から御紹介させていただきます。
瀬戸旭医師会　医師　宇理須　厚雄　様（うりす　あつお）様
尾張旭市立小中学校　校長会　速水　一美（はやみかずみ）様
消防署長　　糟谷　仁史（かすや　ひとし）様
管理指導主事　　伊藤　和由（いとう　かずよし）様
教育政策課長　　大内　裕之（おおうち　ひろゆき）様

	学校給食センター所長　　三浦　明美（みうら　あけみ）様 以上６名です。本日は速水校長が欠席のため、５名で会を進めていきますのでよろしくお願いします。 尚、事務局を私、学校教育課　杉野が務めさせていただきます。 それでは次第２、「会長及び職務代理者の選出について」、です。 尾張旭市小中学校食物アレルギー対応検討会議設置要綱で、会長の選出は、委員の互選によって定めると規定されております。どなたかよろしくお願いします。
給食センター所長	今回の内容には、以前策定したマニュアルの改訂が含まれるので、教育政策課の大内課長が適任であり、推薦します。
事務局	ただいま会長に大内課長の推薦がございましたが、他にはございませんか。 特に御意見がないようですので、皆さんの拍手をもって大内課長に会長をお願いしたいと思います。 （拍手） それでは、大内課長、会長席にお願いします。 続きまして、職務代理者を決めさせていただきたいと思います。 職務代理者の選出は、尾張旭市小中学校食物アレルギー対応検討会議設置要綱で、会長が指名することになっていますので、会長より指名をお願いします。
教育政策課長	現在、実際に学校現場で子どもたちのアレルギー対応をしていただいている　速水　校長　を職務代理者に指名します。 また、本日「マニュアルへの追加資料」に関する議論を行うに当たり追加資料の内容についての説明を行う必要があるため、要綱第５条第３項の規定に基づき、養護教諭部会代表水野教諭に出席いただいています。

事務局	それでは、会長と職務代理者が決まりましたので、以後の会の進行を会長にお任せします。よろしくお願いします。
教育政策課長	（あいさつ） それでは以後の進行を次第に従いまして進めていきます。 ３協議事項⑴「食物アレルギー対応マニュアルの一部改訂」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	（事務局説明） 別紙「食物アレルギー対応マニュアルの一部改訂について」ををご覧ください。 令和４年度に完成した「小中学校における食物アレルギー対応マニュアル」は、愛知県が平成２８年に策定した「学校における食物アレルギー対応の手引」やすでに策定している各市町のマニュアル等を参考にしつつ、本市の現状と照らし合わせながら作成しました。実際に活用していく中で、給食センターから、マニュアルの一部を改訂、養護部会からはマニュアルに資料を追加したいという要望がありました。 まずは、給食センターからの提案の一部改訂についてです。 昨年度の尾張旭市小中学校食物アレルギー対応検討会議において、話題に上がった「特定原材料」と「特定原材料に準ずるもの」についてです。食品表示基準の一部改訂により、令和５年３月より、「くるみ」が特定原材料に追加されました。これに伴い、本マニュアルの「５　食物アレルギーの原因材料」の表において、これまで「特定原材料に準ずるもの」の原因食品欄に記載のあった「くるみ」を削除し、「特定原材料」の原因食品に追加します。また、令和６年３月２８日付け事務連絡で消費者庁食品表示企画課より発出された「アレルゲンを含む食品に関する表示について」により、「特定原材料に準ずるもの」として、新たに「マカダミアナッツ」を追加し、「マツタケ」の削除をお願いいたします。 次に、マニュアルに追加する資料については、養護部会の代表に説明をしていただこうと思います。
養護部会代表	＜説明＞
事務局	まず、食物アレルギー対応マニュアルの一部を改訂することに

	ついて承認いただきたいです。その後マニュアルに追加する資料について協議し、御意見をいただければと思います。
教育政策課長	事務局より、食物アレルギー対応マニュアルの一部を改訂することについて承認を求められています。御意見や御質問がありましたらお願いします。
管理指導主事	各通知に基づき、改訂は妥当であると考えます。
教育政策課長	次に、食物アレルギー対応マニュアルへの資料追加について協議してほしいという意見がありましたので、協議していきたいと思います。御意見や御質問がありましたら、お願いします。
宇理須委員	「給食におけるアレルギー対応面談記録」についての質問です。２においてさまざまな質問をされていますが、質問の意図は質問者側でしっかりと共有されていますか、さらに回答者に伝わっていますか。
給食センター所長	２月に給食センターで行う面談では、学校給食センター職員、当該小中学校管理者等が同席のうえ、栄養教諭が保護者にしっかりと説明を行いながら、面談記録表を作成しております。
宇理須委員	「アレルギーに関する確認事項」についてです。２②に「アナフィラキシーショックについて」という項目があるが、「アナフィラキシー」と「アナフィラキシーショック」は、マニュアルにおいてもそれぞれの定義があるので、市内統一の資料を作成するのであれば区別する必要があります。また、エピペンを含む、薬の保管等についてや動物についても触れると良いのではないでしょうか。
養護部会代表	現在活用している「アレルギーに関する確認事項」を参考資料で提示させていただいていますが、情報量が多いため、精査していく必要があるので、養護部会でも話題にしていきます。
教育政策課長	その他、マニュアルの運用全体を通して、御意見や御質問があ

りましたらお願いします。

給食センター所長　作業部会において、宇理須委員の御助言を踏まえ素案を作成していただき、それについてこの会議で検討していくとよいと思います。

教育政策課長　次に協議事項⑵「令和６年度ヒヤリハット事例」について事務局から説明をお願いします。

事務局　令和６年度ヒヤリハット事例について、説明をさせていただきます。別紙「令和６年度ヒヤリハット事例」を御覧ください。
今年度１月までの市内小中学校で起きたヒヤリハット事例です。
昨年度、同様に集約したヒヤリハットの事例と比較すると事例の数が減少しており、各小中学校での対応が機能していることが伺えます。しかし、No１の児童のように、アレルギー対応食だけではおなかが満たされず、お代わりをしたくなったり、No２の児童のように、アレルギー対応給食が解除となった後に症状が現れたりすることでヒヤリハットが起きてしまっているようです。
事例を見ていただき、学校での対応や今後の方策について協議し、御意見をいただければと思います。

教育政策課長　事務局より、ヒヤリハット事例について協議してほしいという意見がありましたので、協議していきたいと思います。御意見や御質問がありましたら、お願いします。

給食センター所長　ヒヤリハットの事例が減少しているのは、各学校での対応のご努力によると思うが、もし気象条件等、他の要因があれば教えていただきたいです。

事務局　減少した理由については各校に調査をしていないため、今後調査していきたいと思います。

宇理須委員　ヒヤリハットの事例を集めたり、周知したりするためのルールはありますか。

消防署長	消防では、小さなことでも書き残し、共有する習慣が身に付いています。
教育政策課長	それでは「その他」、ありますか。
宇理須委員	委員の中での情報共有のために資料を持参しました。 １つ目の資料は牛乳についてです。「牛乳アレルギー」「牛乳アレルギー治癒後」「牛乳過敏症」「牛乳嫌い」に分類できるが、どの段階までが学校生活管理指導表で対応し、どの段階から診断書による対応であるかをはっきりしておく必要があります。また、乳糖不耐症は乳糖を分解する力がない、または一時的に弱まっている病気であるので、その認識を共有するべきであると思います。 ２つ目は、「牡蠣アレルギーとオイスターソース」や、「カニアレルギーとカニエキス」のような調味料、エキスについてです。それぞれの安全性については、児童生徒ごとで摂取歴や経口負荷試験での確認が必要となります。他にも生卵に関して、尾張旭では給食で提供されていないが、学校の活動ではアレルゲンに触れてしまい症状が出るという可能性があるので要注意であると思います。
給食センター所長	本市では、アレルギー対応給食の申請に「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の添付が必要です。また、牛乳アレルギーではないが、牛乳を摂取すると体調不良を引き起こすと診断されている児童生徒へは、調整豆乳を提供しております。これは、医師による診断書を必要書類としてしております。
管理指導主事	学校生活の様々な場面において、児童生徒の安全を守るために気を付けるべきことがあると再認識できました。
教育政策課長	事務局より、今後について連絡があります。
事務局	今後の予定についてです。この後、この会でいただきました御意見・御質問等を持ち帰り、各小中学校に周知や運用していきたい思います。 またこの会につきましては、少なくとも年度に１回開催し、様々なことについて確認していくとともに、緊急の場合など開

	催が必要だと判断したときには、またお集まりいただきたいと思います。
教育政策課長	それでは、これをもちまして令和６年度第１回尾張旭市小中学校食物アレルギー対応検討会議を終了します。ありがとうございました。